

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.001

処 分 名	違反建築物に対する除却等の命令
処 分 の 概 要	<p>建築物又は建築物の敷地が建築基準法令の規定又は建築基準法の規定に基づく許可に付した条件に違反している場合、それに対する違反是正のための措置です。</p> <p>命令の内容は、建築物に対しては工事の施工の停止、除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限等その違反の是正のために必要な措置を講じさせることであり、建築物の敷地に対しては、工事の施工の停止、使用制限、盛土の施工、排水施設の設置等その違反の是正のために必要な措置を講じさせることができます。</p>
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 9 条第 1 項
処 分 基 準	<p>命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。</p>
設 定 年 月 日	（最終改正：平成 2 6 年 4 月 1 日）
備 考	

■建築基準法

(違反建築物に対する措置)

**第九条** 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2～15 省略

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋